

横植協会 02-25号
令和2年11月4日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会
045-201-2378

お知らせ第25号を送信します。

【種苗類検査の適切な実施に向けた対応について】

検疫有害動物であるバナナネモグリセンチュウについては、我が国への侵入・まん延を防止するため、植物防疫法施行規則に基づき、輸出国において栽培地で検査を行い、当該線虫に侵されていないことを確認し、検査証明書（植物検疫証明書）に追記が必要である旨、輸入相手国の植物防疫機関に要求されています。

本年2月には、我が国からの要求事項が満たされたインドネシア産アンスリューム苗から当該線虫が検出され、10月にも同様に当該線虫が検出されたとのことです。また、本年10月には、同様に我が国からの要求事項が満たされたインド産アヌビアス苗から当該線虫が検出されたとのことです。

このような状況を踏まえ、農林水産省植物防疫課は別添のとおり、緊急の暫定措置として、インドネシア産の対象植物については、検査証明書発給の一時停止を要請し、発給停止要請期間中に、検査証明書が添付された対象植物が輸入された場合、輸入検査で廃棄又は返送等の措置を実施することです。また、インド産の当該線虫の寄主植物については、検査証明書に所定の追記がされている場合にあっても、令和2年11月11日から輸入検査において、栽培用に供する植物は地下部の綿密な確認を行うとともに検査数量の10%について、地下部及び培養資材を対象にベルマン法を実施するとの通知がありましたのでお知らせします。詳細については、別添の「種苗類検査の適切な実施に向けた対応について」をご覧ください。

以上

種苗類検査の適切な実施に向けた対応について

1. 経緯

- インドネシア産バナナネモグリセンチュウの寄主植物について
 - (1) 検疫有害動物であるバナナネモグリセンチュウについては、我が国への侵入・まん延を防止するため、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の2の7項に基づき、輸出国において栽培地で検査を行い、当該線虫に侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求。
 - (2) 本年2月、本線虫に係る所定の検疫措置要件を満たした旨が追記されたインドネシアの検査証明書を添付し、我が国に輸入されたアンスリューム (*Anthurium* spp.) 苗から、当該線虫を検出。
 - (3) このため、本年9月4日から、インドネシア側で植物検疫措置が適切に実施されているかを確認するため、暫定的に輸入検査時に植物防疫所で検定を開始。
 - (4) 本年10月、輸入検査において、インドネシア産アンスリューム苗から当該線虫を検出。
- インド産バナナネモグリセンチュウの寄主植物について
 - (1) 検疫有害動物であるバナナネモグリセンチュウについては、我が国への侵入・まん延を防止するため、規則別表1の2の7項に基づき、輸出国において栽培地で検査を行い、当該線虫に侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求。
 - (2) 本年10月、本線虫に係る所定の検疫措置要件を満たした旨が追記されたインドの検査証明書を添付し、我が国に輸入されたアヌビアス (*Anubias barteri*) 苗から、当該線虫を検出。
 - (3) このため、本線虫の侵入防止の徹底を図るために、インド側で植物検疫措置が適切に実施されているかを確認するため、輸入検査時に植物防疫所で暫定的に検定を行うことが必要。

2. 緊急の暫定措置

- インドネシア産バナナネモグリセンチュウの寄主植物について
 - 輸入検査で当該線虫の寄生した苗が再度確認されたことから、当該線虫の我が国への侵入及びまん延を防止するため、以下の対応を実施。

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品としてインドネシアから輸入される、規則別表1の2の7項に掲げる植物

(2) インドネシアへの要請

対象植物について、本年11月11日以降、検査証明書発給の一時停止を要請

(3) 輸入時の対応

発給停止要請期間中に、検査証明書が添付された対象植物が輸入された場合、輸入検査で廃棄又は返送等の措置の実施

(4) 発給停止要請の解除

インドネシア側から、寄生された苗が輸出されたことの原因究明及び改善策等が提示され、日本側で改善が適切に実施されたことが確認でき次第、発給停止要請の取り下げを実施

○ インド産バナナネモグリセンチュウの寄主植物について

緊急の暫定措置として、検査証明書に所定の追記がされている場合であっても、輸入検査において以下の対応を実施。

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品としてインドから輸入される、規則別表1の2の7項に掲げる植物

(2) 対応を行う期間

令和2年11月11日から当面の間

(3) 検定

① 栽培の用に供する植物

輸入植物検疫規程（昭和25年農林省告示第206号。以下「規程」という。）別表第1で規定される検査数量について、地下部の綿密な確認を行うとともに、検査数量の10%以上について、地下部及び培養資材を対象にベルマン法を実施

② 栽培の用に供しない植物

規程別表第1で規定される検査数量について、地下部の綿密な確認を行い、変色等の異常が認められた場合は、ベルマン法を実施

【お問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局植物防疫課防疫対策室

担当者：さらがい皿海、城戸

代 表：03-3502-8111（内線4570）